

岩手県広告業協会規約

■第1章／総 則

- 第1条 本協会は岩手県広告業協会と称する。
第2条 本協会の事務局は盛岡市におく。
第3条 本協会は広告会社の業務の総合的かつ質的向上を図り、また各媒体社等との連携を密にし円滑な業務を遂行、岩手経済の発展と広告文化普及に寄与することを目的とする。
第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
1. 会員社の共通課題を解決するための活動。
2. 広告取引の近代化・正常化に関する施策の推進。
3. 広告に関する調査研究。
4. 広告に関する資料・情報の収集及び斡旋。
5. 関係官庁及び関係団体との連絡。
6. その他目的を達成するための必要事項。

■第2章／会員及び会費

- 第5条 1. 本協会は岩手県内に事業所を有する広告会社をもって会員とし、次の各項を登録事項とする。
イ)社名 ロ)所在地 ハ)代表者名 ニ)電話番号 ホ)その他
2. 本協会に特別賛助会員・賛助会員を置くことができる。
本協会の会員は、入会金として1社につき50,000円とし、年会費は均等割年会費48,000円と所属社員数割年会費の合計を納入する。
特別賛助会員の年会費は30,000円とする。
賛助会員の年会費は20,000円とする。
1. 年会費は毎年4月に納入する。
2. 特別に会費の必要を認めた場合は、その都度、臨時会費を徴収することができる。
3. 均等割・所属社員数割年会費一覧表

所属社員数	均等割年会費	所属社員数割年会費	合計年会費
1人～5人	48,000円	5,000円	53,000円
6人～10人	48,000円	10,000円	58,000円
11人～15人	48,000円	15,000円	63,000円
16人～20人	48,000円	20,000円	68,000円
21人～30人	48,000円	30,000円	78,000円
31人～40人	48,000円	40,000円	88,000円
41人～50人	48,000円	50,000円	98,000円

- 第7条 会員は本協会の信用を保持するために、次の事項を守らねばならない。
1. 広告取引の秩序維持に努めること。
2. 広告主並びに媒体社等との取引において広告会社の信用を害する行為をしないこと。
3. 会員の登録事項に変更のあった場合は直ちに届け出ること。
第8条 本協会に入会する場合は、会員社2社の推薦を受け、特別賛助会員の内4社以上の口座を保有していることを条件とし、理事会にて承認するものとする。

第9条 本協会各員として新たに入会を認められた会員は直ちに入会金及び会費を納入しなければならない。

■第3章／役 員

- 第10条 本協会に下記の役員を置く。
■理事長／1名 ■副理事長／2名以内 ■常務理事／若干名
■理事／若干名 ■監事／1名 ■事務局長／1名
第11条 理事長は総会に於いて選出する。副理事長・常務理事・理事・監事・事務局長は理事長が任命する。
第12条 理事長は本協会を代表し協会の円滑な運営を図る。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時は理事会の定めるところにより、理事長の職務を代行する。常務理事・理事は平常業務を分担し、その運営を図る。監事は会計監査を行う。事務局長は協会事務全般を担当する。
第13条 役員の任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。

■第4章／総会及び会議

- 第14条 本協会は毎年1回4月に通常総会を開催する。又理事会が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
議長は理事長が努める。
第15条 通常総会については、会計報告並びに事業全般について議決する。
第16条 理事会は理事長が招集して原則として3ヵ月に1回、年4回開催するものとする。
第17条 本協会に、総務委員会・企画委員会・広報PR委員会を設ける。その要項は別に定める。また、必要に応じて理事会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

■第5章／罰 則

- 第18条 次に該当した場合は理事会にはかり退会勧告又は除名処分にすることができる。
1. 本規約、第6条の会費の納入を怠ったとき。
2. 本規約の第7条に著しく違反したとき。
3. 本協会の体面を汚し、信用を害したとき。

■第6章／議 決

- 第19条 総会の議決は会員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって有効とする。

■第7章／附 則

- 第20条 納入した会費及び入会金は如何なる場合にも返還しない。
第21条 本協会に係わる慶弔扱いについては別途定める。
第22条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

総務委員会要項

【名 称】

第1条 本委員会は総務委員会と称す。

【目 的】

第2条 本委員会は、本協会の事業目的を達成するため、協会のPR及び広告そのものの機能や役割について積極的なPRに当たる。

【委員会の構成及び委員の委嘱】

第3条 本委員会は委員若干名をもって構成し、委員は会員の中から理事会で決定し理事長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長1名・副委員長若干名を置く。委員長は理事会が理事の中から選出し、委嘱する。副委員長は委員長が委嘱する。

【委員の任期】

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【会 議】

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

【決定事項の処理】

第7条 委員会の協議決定事項は理事会に報告し、その承認を受けて実施運営に当たる。

企画委員会要項

【名 称】

第1条 本委員会は企画委員会と称す。

【目 的】

第2条 本委員会は、本協会の事業目的を達成するため事業企画を審議し、例会の実施運営に当たる。

【委員会の構成及び委員の委嘱】

第3条 本委員会は委員若干名をもって構成し、委員は会員の中から理事会で決定し理事長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長1名・副委員長若干名を置く。委員長は理事会が理事の中から選出し、委嘱する。副委員長は委員長が委嘱する。

【委員の任期】

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【会 議】

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

【決定事項の処理】

第7条 委員会の協議決定事項は理事会に報告し、その承認を受けて実施運営に当たる。

広報PR委員会要項

【名 称】

第1条 本委員会は広報PR委員会と称す。

【目 的】

第2条 本委員会は、本協会の事業目的を達成するため、協会のPR及び広告そのものの機能や役割について積極的なPRに当たる。

【委員会の構成及び委員の委嘱】

第3条 本委員会は委員若干名をもって構成し、委員は会員の中から理事会で決定し理事長が委嘱する。

第4条 委員会に委員長1名・副委員長若干名を置く。委員長は理事会が理事の中から選出し、委嘱する。副委員長は委員長が委嘱する。

【委員の任期】

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

【会 議】

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

【決定事項の処理】

第7条 委員会の協議決定事項は理事会に報告し、その承認を受けて実施運営に当たる。